

六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定について

令和3年10月1日
内閣府沖縄総合事務局
農林水産部食料産業課

沖縄総合事務局は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法）に基づき申請された「総合化事業計画」について、令和3年9月30日（木）に1件の認定を行いました（別添）。

今回認定された計画は、石垣市で畳店を経営する本原畳店が畳表の原料として優れた品質を備え、高い価格で取引されているカヤツリグサ（い草の一種）を自ら生産し、これを原料とする「琉球畳」の製造を行うとともに、畳製造後の端材を活用して「ラグマット」や「しめ縄」といった新たな商品の開発・販売を行い、付加価値の高い商品づくりを目指すものです。

※ 総合化事業計画の認定

「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画をいいます。

総合化事業計画の認定を受けた者は、農業改良資金、林業木材産業改良資金、沿岸漁業改良資金等の融資、新商品の開発や販路拡大に対する補助等の支援を受けることができます。

なお、事業計画については、随時申請を受け付けております。

「六次産業化・地産地消法」、沖縄県における認定状況、6次産業化に関する予算等については、沖縄総合事務局HP「農山漁村の6次産業化推進」（下記URL）に掲載しておりますので、御覧ください。

沖縄総合事務局HP <http://www.ogb.go.jp/nousui/syokusan/6jika>

【お問合せ先】
沖縄総合事務局
農林水産部 食料産業課
担当：翁長、島袋、新城、仲間
TEL：098-866-1673
FAX：098-860-1179

六次産業化・地産地消法に基づく認定事業計画一覧（事業概要）

No.	事業名	事業の概要	事業者			都道府県	市町村
			申請者	共同申請者	促進事業者		
1	休耕田を活用した沖縄県産い草の事業継承とカヤツリグサによる琉球畳の復古及び福祉施設・農家との連携による地場産業の確立	畳表の原料として優れた品質性を備え、高い価格で取引されているカヤツリグサ(い草の一種)を自ら生産し、これを原料とする「琉球畳」の製造を行う。 また、畳表製造後の端材を活用して「ラグマット」や「しめ縄」といった新たな商品の開発・販売を行い、付加価値の高い商品づくりを目指す。	本原畳店 本原正将	—	—	沖縄県	石垣市